

契約書を見てみよう！

クレジットカードの 利用約款例

支払い方法・
利用枠を
しっかり
チェック！



〇〇カード規約・規定集

第1章 総則

第1条(定義) 株式会社〇〇〇(以下、当社)は、株式会社〇〇〇と提携して発行する〇〇ブランドカードを、〇〇カードといたします。

第2条(会員) 当社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、入会を申し込まれた方で、当社が審査のうえ、入会を認めた方を「本会員」といたします。

第1章では、カードのサービスを提供する会社名と、提携している国際カードのブランド名などが書かれている。

第2章 ショッピング利用・金融サービス

第1条(標準期間) 本規約においては、前月16日から当月15日までを標準期間といたします。

第2条(利用可能枠) 当社は本会員につき、期日ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ、決定します。

- (1) ショッピング1回利用可能枠
- (2) ショッピングリボルビング払い利用可能枠
- (3) ショッピング分割払い利用可能枠
- ↓
- (8) キャッシングリボルビング払い利用可能枠

しっかり
ヨムンダノ



第2章では、利用代金の支払いに関する期間や、利用限度額の設定に関して書かれている。

第3章 支払い方法その他

第1条(約定支払い日と口座振替) 支払い日は毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)とします。

第4条(遅延損害金) 本会員が会員のカードの利用に基づく、当社に対する約定支払い額を約定支払い日に支払わなかった場合には、期限の利益損失の日の翌日から完済に至るまで、以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

第3章には、支払い期日や期日までに支払いが実行されなかった場合の取扱い、退会やカードを紛失したときの取扱いなどについて書かれている。

